

WEB—FBサービス利用規定

・「WEB—FBサービス」のご利用については、本規定によりお取扱いいたします。

- 1. WEB—FBサービス利用規定 …………… P 1
- 2. しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定【法人用】 … P 1 2

北見信用金庫

(令和3年3月25日公表)

第1条 WEB—FB サービス

1. WEB—FB サービスとは

WEB—FB サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、インターネットに接続できるパーソナルコンピューターなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いた、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、総合振込、都度振込、給与・賞与振込、口座振替、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」、口座情報の照会等、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫の都合により、「本サービス」の対象となる取引および内容を、「ご契約先」に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一「ご契約先」に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

- (1) 「本サービス」の利用を申込される「ご契約先」は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「しんきん WEB—FB サービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫が「申込書」に押印された印影と、あらかじめ「ご契約先」が当金庫に届け出た印鑑とを相当の注意を持って照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのために「ご契約先」に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 「ご契約先」は、「ご契約先」の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した、お客様IDまたは各種パスワード、電子証明書、秘密鍵の盗用、不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、「本サービス」を利用するものとします。

3. 利用資格者

- (1) 「ご契約先」は「本サービス」の申込に際して「ご契約先」を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）を「申込書」により登録するものとします。
- (2) 「管理者」は、「管理者」が定めた一定の範囲内で、「本サービス」の利用に関する「管理者」の権限を代行する利用者（以下「一般者」といいます。）を、当金庫所定の手続により登録するものとします。
- (3) 「ご契約先」は、「管理者」もしくは「一般者」の変更またはこれらの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。

当金庫は、「ご契約先」による変更登録処理が完了するまでの間、「管理者」もしくは「一般者」の変更またはこれらの登録内容に変更がないものとして取扱うものとし、万一これによって「ご契約先」に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (4) 「ご契約先」における「本サービス」の利用資格者は、「管理者」および「一般者」に限るものとします。

4. 使用できる「端末」

「本サービス」の利用に際して使用できる「端末」は、当金庫所定の機能を有するものに限りです。

加えて、本人確認につき「電子証明書方式」を利用する場合には、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、利用者端末にインストールしていただく必要があります。

なお、「端末」の種類により「本サービス」の対象となる取引が異なる場合があります。

5. 「本サービス」の取扱時間

「本サービス」の取扱時間は、当金庫所定の時間内とし、取引により異なる場合があります。

ただし、当金庫は、取扱時間を「ご契約先」に事前に通知することなく変更する場合があります。

6. 代表口座

「ご契約先」は、当金庫本支店に開設している「ご契約先」名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを「本サービス」による取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として「申込書」により届出るものとします。

7. 手数料等

- (1) 「本サービス」の利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただきます。
この場合、当金庫は、「利用手数料」および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、「申込書」により届出の「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落します。
- (2) 当金庫は、「利用手数料」を「ご契約先」に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 「ご契約先」は、「利用手数料」のほか、「本サービス」における取引に応じて当金庫所定の諸手数料および消費税を本項第1号と同様の方法により支払うものとします。
なお、提供する「本サービス」の追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても同様とします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

「本サービス」の利用資格者の本人確認については、「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」の2通りがあります。

「ID・パスワード方式」または「電子証明書方式」の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届出るものとします。同一のご契約先において、ID・パスワード方式と電子証明書方式の併用は出来ません。

- (1) ID・パスワード方式
お客様 ID およびログインパスワードにより利用資格者であることを確認する方式
- (2) 電子証明書方式
電子証明書およびログインパスワードにより利用資格者であることを確認する方式

2. お客様 ID および各種パスワード

- (1) お客様 ID、ログインパスワード、登録確認用パスワード、承認用パスワードおよび都度振込送信確認用パスワード（以下これらのパスワードを総称して「各種パスワード」といいます。）は、「ご契約先」自身が決定し、「申込書」により当金庫に届け出るものとします。
- (2) 当金庫は、「申込書」の届出内容に従い、「各種パスワード」を登録します。
- (3) 「ご契約先」の「管理者」は、「本サービス」のご利用開始前に「端末」より「管理者」および「一般者」の「各種パスワード」を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

3. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申し込んだご契約先の管理者に対して発行します。発行を受けた電子証明書の管理者から利用者に対する交付は、お客様の責任において行っていただきます。

4. 本人確認手続き

- (1) 取引の本人確認の方法
 - ① 「ID・パスワード方式」における取引時の本人確認は、第2条第2項により、すでにお客様 ID および「各種パスワード」を登録済みの管理者および利用者が端末の画面上で入力したお客様 ID および「各種パスワード」と、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
 - ② 「電子証明書方式」における取引時の本人確認は、第2条第3項によりすでに電子証明書を受領し、かつ、第2条第2項によりすでにお客様 ID および「各種パスワード」を登録済みの管理者および利用者が端末から当金庫に送信した電子証明書を解析してその正当性を確認し、かつ、かかる管理者および利用者が端末の画面上で入力した「各種パスワード」と、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。

(2) 依頼内容の確認

当金庫が前号の方法に従って本人確認をした場合、当金庫は「ご契約先」本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、「各種パスワード」、電子証明書および秘密鍵、機器等について不正使用、盗用、誤使用その他の事故があっても、そのために「ご契約先」に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、「各種パスワード」、電子証明書および秘密鍵、機器等の盗用等により第三者に「本サービス」を不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫は個人の「ご契約先」に対し後記、第14条に定める条件に従いこれを補てんします。

5. パスワード等の管理

- (1) 「各種パスワード」は、「ご契約先」の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、「各種パスワード」は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を使用しないとともに、「端末」から定期的に変更手続を行ってください。

- (2) 「ご契約先」の「管理者」が、「各種パスワード」を変更する場合には、当金庫所定の手続により届け出てください。
- (3) 「ご契約先」の「管理者」が、「各種パスワード」を失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合には、直ちに「ご契約先」ご本人から当金庫所定の手続により当金庫に届け出てください。

この届出に対し、当金庫は「本サービス」の利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

- (4) 「ご契約先」の「一般者」が、「各種パスワード」を失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合には、「ご契約先」の「管理者」にてご対応ください。
- (5) 「本サービス」の利用について届出と異なる「各種パスワード」の誤入力力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用を停止します。

当該パスワードの利用を再開するには、「一般者」の場合は「管理者」に、「管理者」の場合には当金庫に連絡のうえ所定の手続をとってください。

第3条 電子証明書の有効期限と更新手続き

1. 電子証明書には有効期限があるため、「電子証明書方式」によるご契約先は、本サービスを継続して利用するためには、有効期限終了前に当金庫所定の方法で、電子証明書の更新手続きを行う必要があります。
2. 前項による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期限をもって失効するものとし、「電子証明書方式」によるご契約先は、以降本サービスを利用することができません。
3. 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が本人確認方法を「電子証明書方式」から「ID・パスワード方式」に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても当該手続き完了をもって失効します。

第4条 電子証明書・秘密鍵・端末の管理

1. 電子証明書および秘密鍵は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
2. 電子証明書および秘密鍵の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続を行ってください。
3. 端末の譲渡・廃棄等により電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は、必ず電子証明書および秘密鍵の削除を行ってください。
4. 端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書および秘密鍵を取得・生成し、再度新しい端末にインストールしてください。
5. 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫に届出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書および秘密鍵の第三者による不正使用等による損害について責任を負いません。
 - (1) 電子証明書および秘密鍵をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に電子証明書と秘密鍵の削除を行わなかった場合。
 - (2) 電子証明書および秘密鍵をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - (3) 電子証明書および秘密鍵に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

第5条 ワンタイムパスワード

1. ワンタイムパスワードについて
ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワードを用いることにより、ご契約先の認証を行います。
2. ワンタイムパスワードの利用資格
本サービスを契約のご契約先の管理者および利用者に限るものとします。
3. ワンタイムパスワードの利用申込及び利用開始
 - (1) ワンタイムパスワード生成・表示装置
ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。ご契約先は、管理者および利用者ごとにハードウェアトークンとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一管理者および利用者での併用はできません。
 - ① ソフトウェアトークン
当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にインストールし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

②. ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) トークンの利用申込及び利用開始

①. ソフトウェアトークン

端末にアプリをインストールし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の方法でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、「承認用パスワード（または都度振込送信確認用パスワード）」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワード、承認用パスワード（または都度振込送信確認用パスワード）と各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードの利用が可能となります。

②. ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫にワンタイムパスワードの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

ご契約先は本サービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込みことができます。

ハードウェアトークンの発行にあたっては、当金庫所定のハードウェアトークン発行手数料（消費税を含みます。）を申込代表口座から、自動的に引落とします。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、「承認用パスワード（または都度振込送信確認用パスワード）」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワード、承認用パスワード（または都度振込送信確認用パスワード）と各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードの利用が可能となります。

4. ワンタイムパスワードの利用

ワンタイムパスワード利用開始後は、本サービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが当金庫で保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

5. トークンの利用期限

(1) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限

ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。ただし、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等に事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに前記3. (2) ①のワンタイムパスワード利用開始手続きを行うものとします。

(2) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限

ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなった、またはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークンの再発行の申込みを行ってください。利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫へ返却、またはお客様の責任において破壊のうえ廃棄してください。

新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、前記3. (2) ②のワンタイムパスワード利用開始手続きを行うものとします。

6. トークンの紛失及び盗難

(1) ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします。）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

(2) 前記(1)の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行を受付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受けた場合、ご契約先にあらたにアプリを端末にインストールしていただくことでトークンを再発行いたします。

トークンの再発行を行った場合には、ご契約先は前記3. (2) の①または②のワンタイムパスワード利用開始手続きを行うものとします。

7. 利用料

(1) ワンタイムパスワードの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワード利用料（消費税を含みます。）を申込代表

口座から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

- (2) ワンタイムパスワード利用料は、ご契約先の利用開始手続きの実施完了をもって、当金庫所定の月から発生するものとし、また、当金庫が一旦引き落とししたワンタイムパスワード利用料については、本サービスの解約その他理由のいかんを問わず、返却しないものとし、
- (3) 当金庫はワンタイムパスワード利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

8. 免責事項等

- (1) ハードウェアトークンを前記3.(2)により発行または前記6.により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造・変造・盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークン偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該ワンタイムパスワードの利用を停止します。当該ワンタイムパスワードの利用を再開するには、管理者が当金庫の所定の手続きをとるものとします。
- (5) ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、ワンタイムパスワードは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
- (6) ハードウェアトークンの故障・電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

9. ワンタイムパスワードの解約等

- (1) ワンタイムパスワードの解約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できるものとします。この場合、解約の効力は、ワンタイムパスワードの利用に関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) ご契約先が当金庫に支払うべきワンタイムパスワード利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がワンタイムパスワードの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなくワンタイムパスワードの利用を停止することができるものとします。なお、当事者が消滅した場合は、当金庫は、ワンタイムパスワードの利用停止を解除できます。
- (3) 前項にかかわらずご契約先が相当期間、ワンタイムパスワード利用料を支払わない状態が続いた場合、または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫はワンタイムパスワードの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、ワンタイムパスワードの利用に関してのみ生じるものとします。
- (4) 前記(1)から(3)までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとする。

10. 譲渡・質入の禁止

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

ご契約先は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第6条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) 「ご契約先」は、「本サービス」の利用口座として当金庫本支店に開設している口座(以下「サービス利用口座」といいます。)および「本サービス」の利用対象取引(以下「利用サービス」といいます。)を「申込書」により当金庫宛に届け出するものとします。
- (2) 当金庫は、お届出の内容に従い、「本サービス」の「サービス利用口座」として登録します。
ただし、「サービス利用口座」として指定可能な預金の種類および「利用サービス」において指定可能な「サービス利用口

座」は、当金庫所定のものに限るものとします。

(3) 届出可能な「サービス利用口座」の口座数は、当金庫所定の範囲内とします。

(4) 届出可能な「サービス利用口座」は、「ご契約先」名義の口座のみとします。

(5) 「サービス利用口座」および「利用サービス」の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

2. 取引の依頼方法

「本サービス」による取引の依頼は、第2条に基づく本人確認完了後、「ご契約先」が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

3. 取引依頼の確定

(1) 当金庫が「本サービス」による取引の依頼を受け付けた場合、当金庫は当金庫所定の様式により「ご契約先」に依頼内容の確認依頼を行うものとし、「ご契約先」は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとみなし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

(2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその結果通知が受信できなかった場合は、直ちに当金庫にご照会ください。

この照会が行われず、または遅延したことによって「ご契約先」に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 資金移動サービス（総合振込、都度振込、給与・賞与振込）

1. 取引の内容

(1) 総合振込

総合振込とは、「ご契約先」からの「端末」を用いて送信された振込依頼に基づき、「ご契約先」の指定した日（以下「指定日」といいます。）に「ご契約先」の指定する「サービス利用口座」から、指定金額を引落しのうえ、「ご契約先」の指定した当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ振込する場合に利用するサービスをいいます。

(2) 都度振込

都度振込とは、「ご契約先」が振込先1件単位で振込を行うにあたり、「ご契約先」からの「端末」を用いて送信された振込依頼に基づき、指定日に「ご契約先」が指定する「サービス利用口座」から、指定金額を引き落としのうえ、「ご契約先」の指定した当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の「入金指定口座」へ振込をする場合に利用するサービスをいいます。

(3) 給与・賞与振込

給与振込とは、「ご契約先」が「ご契約先」の役職員に対する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます。）の支給にあたり、「ご契約先」からの「端末」を用いて送信された振込依頼に基づき、別途締結した「給与振込に関する契約書」に定められた資金決済日に、「ご契約先」が指定する「サービス利用口座」から、指定金額を引落しのうえ、「入金指定口座」へ振込する場合に利用するサービスをいいます。

2. 取扱方法

(1) 給与・賞与振込の委託事務に関して、取扱店の範囲、取扱い方法等、詳細については別途、当金庫所定の「給与振込に関する契約書」に基づき取扱うものとします。

(2) 振込依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、「サービス利用口座」から振込資金、当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます。）の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込の手続きをします。

(3) 「振込資金等」の「サービス利用口座」からの引落しは、総合振込および都度振込においては当金庫所定の日に、給与・賞与振込においては「給与振込に関する契約書」に定められた資金決済日に、当金庫所定の時間帯に行います。

(4) 「サービス利用口座」からの「振込資金等」の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

(5) 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。

① 「振込資金等」が、「サービス利用口座」より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき

② 「サービス利用口座」が解約済のとき

③ 「ご契約先」から「サービス利用口座」についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行った

とき

- ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき
- ⑤ その他、振込の取扱ができないと当金庫が認める事由があるとき

3. 指定日

- (1) 指定日は、当金庫所定の期間内で指定できるものとします。
- (2) 振込依頼の発信は、原則として「ご契約先」が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。

ただし、振込依頼日当日が指定日となる場合、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合、または受付日が金融機関窓口休業日の場合は、翌金融機関窓口営業日（以下「翌営業日」といいます。）扱いとし、「翌営業日」に「入金指定口座」へ振込処理を行います。

4. 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 本規定の第5条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）またはその振込依頼内容を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の「サービス利用口座」がある当金庫本支店の窓口において、当金庫所定の訂正依頼書または組戻し依頼書に当該取引の「サービス利用口座」にかかる届出の印鑑により記名押印のうえ提出してください。

この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。

また、訂正・組戻しについては、当金庫所定の訂正・組戻し手数料および消費税をいただきます。

- (2) 前項の場合、当金庫は、訂正依頼書または組戻し依頼書の内容に従って、それぞれ訂正依頼電文または組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。

この場合には、「ご契約先」と受取人との間で協議してください。

- (3) 組戻しにより、振込先金融機関から返却された振込資金は、「ご契約先」の「サービス利用口座」に入金します。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻し手数料とあわせて店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (5) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻しを行った場合、第2項第3号の振込手数料は返却しません。
- (6) 当金庫が、訂正依頼書または組戻し依頼書に押印された印影と、「サービス利用口座」の届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのために「ご契約先」に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

5. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、「サービス利用口座」毎に1回あたりのご利用可能限度額を設けます。
また、都度振込のご利用に際しては、振込指定日1日あたりのご利用累計限度額を設けます。
なお、ご利用可能限度額およびご利用累計限度額は、「ご契約先」に通知することなく変更することがあります。
- (2) 「ご契約先」は、前号に基づき定められた1回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用限度額を設定することができるものとします。
- (3) ご利用可能限度額またはご利用累計限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付いたしません。

6. 振込金受取書の発行

当金庫は、利用者に対し総合振込、都度振込または給与振込にかかる振込金受取書を発行いたしません。

第8条 口座振替サービス

1. 取引の内容

口座振替とは、「ご契約先」から「端末」を用いて送信された口座振替依頼に基づき、指定日に販売代金等（以下「各種料金」といいます。）を当金庫本支店の預金者の引落指定口座から振替資金を引落とし、その資金を「ご契約先」が指定する預金口座へとりまとめて振込入金の処理を行うサービスをいいます。

2. 取扱方法

- (1) 口座振替の委託事務に関して、取扱店の範囲、口座振替にて引落としされた資金の取りまとめ店、取扱い方法等、詳細については別途、当金庫所定の「預金口座振替に関する契約書」に基づき取扱うものとします。
- (2) 預金者の引落指定口座から振替資金を引落した後は、取消することはできません。

第9条 口座情報の照会サービス

1. 取引の内容

「ご契約先」は、「代表口座」または「サービス利用口座」について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会すること

ができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消、訂正

「ご契約先」からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、入出金明細等を当金庫が証明するものでなく、回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことがあります。

この場合、取消または訂正により「ご契約先」に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

3. 照会取引の時点

「照会取引」による口座情報は、第5条第3項による取引依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

第10条 外部ファイル持込サービス

1. 取引の内容

為替振込（総合振込、給与・賞与振込）および口座振替の持込みについて、「ご契約先」が外部ファイル（FD、パソコン内のファイル等）に作成したデータにより登録依頼する場合に利用するサービスをいいます。

2. 取扱方法

(1) データの持込みにあたり、取扱時限、データの仕様等については当金庫が定める方法により取扱うものとします。

(2) 持込みデータに誤りや瑕疵がある場合には、当金庫所定の手続により取消または訂正依頼を行ってください。

当金庫は直ちにデータの取消または訂正処理を行います。

(3) 当金庫は持込みデータを正式データとして受領した以降は、原則として取消または訂正を行いません。

第11条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」

1. 取引内容

(1) 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「各種料金払込」といいます。)は、「端末」を用いて送信された「ご契約先」からの依頼にもとづき、「サービス利用口座」として届け出されている口座から指定の金額を引き落とし、当金庫が収納契約を締結している所定の収納機関に対して、当該引き落とし金を各種料金の支払いとして払い込むことができるサービスをいいます。

(2) 「各種料金払込」は、当金庫所定の収納機関が「ご契約先」へ送付される料金等の納付請求書に「ペイジーマーク」(日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定めた統一マーク)が付されているものに限り利用できるものとします。

2. 取扱方法

(1) 「ご契約先」の「端末」において、当金庫が定める方法および操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他、当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を行ってください。

ただし、「ご契約先」が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が引継がれます。

(2) 前項の照会または引継ぎの結果として、「ご契約先」の「端末」の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、「サービス利用口座」の番号、登録確認用パスワードその他金庫所定の事項を正確に入力してください。

(3) 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。

① 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において「サービス利用口座」より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超えるとき

② 「サービス利用口座」が解約済みのとき

③ 「サービス利用口座」に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき

④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適当と認めたとき

⑤ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき

⑥ その他当金庫が必要と認めたとき

3. 利用手数料

(1) このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料および消費税を支払っていただくことがあります。

(2) 利用手数料につきましては、「ご契約先」に通知することなく変更する場合があります。

4. 「サービス利用口座」からの引き落とし

「各種料金払込」金額および利用手数料の「サービス利用口座」からの引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカード、または当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

5. 払込限度額

- (1) 1回あたり、および1日あたりの「各種料金払込」の払込金額は、当金庫所定の金額（以下「取引限度額」といいます）の範囲内とします。
- (2) 払込金額の限度を超えた払込依頼については、当金庫は、払込依頼を実行する義務を負わず、そのために「ご契約先」に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 「取引限度額」につきましては、「ご契約先」に通知することなく変更する場合があります。

6. 利用時間

「各種料金払込」の利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める「本サービス」の取扱時間内でも利用ができないことがあります。

なお、収納機関の利用時間につきましては、「ご契約先」が直接収納機関に問い合わせるものとします。

7. 領収書の発行

当金庫は、「各種料金払込」にかかる領収書（領収証書）は発行いたしません。

収納機関の収納情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

8. 依頼内容の確認

「各種料金払込」の依頼が確定した場合、「ご契約先」は、当金庫が送信する受付結果を「端末」の画面で必ず確認するものとします。

また、口座情報照会、払込結果照会または通帳記帳等をおこなうことによっても払込結果を確認するものとします。

9. 依頼内容の取消、変更

「各種料金払込」にかかる取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。

ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。

10. 利用停止

「ご契約先」が当金庫または収納機関所定の回数を超えて収納機関が指定する項目の入力を誤った場合は、「各種料金払込」の利用が停止されることがあります。

「各種料金払込」の利用を再開するには、「ご契約先」は、当金庫または収納機関所定の手続を行うものとします。

11. 払込内容の照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については、「ご契約先」が直接収納機関へ問い合わせるものとします。

12. 取引履歴照会

「端末」を用いて送信された「ご契約先」からの依頼にもとづき、「各種料金払込」の依頼内容および取引状況を照会する場合に利用するサービスをいいます。

ただし、すでに応答した内容について、訂正依頼その他相当の事由がある場合、「ご契約先」に通知することなく変更または取消をおこなうことがあります。

第12条 届出事項の変更等

「ご契約先」の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、「ご契約先」は直ちに当金庫所定の書面により「代表口座」保有店宛に届け出るものとします。

この届出前に「ご契約先」に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 取引の記録

「本サービス」による取引内容について疑義が生じた場合には、「本サービス」についての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第14条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。

第15条 不正な資金移動等

1. 補てんの請求要件

「各種パスワード」、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に「本サービス」を不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、「ご契約先」の責によらず生じ、かつ次の各号のすべてに該当する場合は、個人の「ご契約先」は当金庫が別途定める基準に基づき、補てんを請求することができます。

(1) 第三者に「本サービス」を不正に利用されたことに気づいてから直ちに当金庫への通知が行われていること。

(2) 当金庫の調査に対し、「ご契約先」より十分な説明が行われていること。

(3) 当金庫に対し、被害状況を説明し、「各種パスワード」、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に「本サービス」を不

正に利用されたことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当金庫の調査に協力していること。

「ご契約先」からの補てん請求がなされた場合、不正な資金移動等が「ご契約先」の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを「ご契約先」が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第2条第4項第2号本文の規定にかかわらず補てんするものとします。

ただし、不正な資金移動等が「ご契約先」の過失による場合、当金庫は、当金庫の判断により、事案の内容に応じて「ご契約先」の損害の全部または一部を補てんすることがあります。

2. 補てんの請求対象外要件

前項の定めは、前項に係る当金庫への通知が、「各種パスワード」、その他情報・機器等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

また、次のいずれかに該当する場合も当金庫は補てんいたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 「ご契約先」の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ② 「ご契約先」が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

第16条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により「本サービス」の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって「ご契約先」に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、第15条に定める補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当されているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱら「ご契約先」または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、「各種パスワード」、電子証明書、秘密鍵その他の本人確認に必要な情報または当金庫と「ご契約先」との取引に関する情報等が漏洩したとき。
 - (4) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき
- ### 2. 通信経路における安全対策

「ご契約先」は、「本サービス」の利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および「本サービス」に関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

「本サービス」に使用する「端末」および通信媒体が正常に稼動する環境については「ご契約先」の責任において確保してください。

当金庫は、「本サービス」に関して「端末」が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、「端末」が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、それにより「ご契約先」に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第17条 解約等

1. 都合解約

「本サービス」は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、「ご契約先」からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

ただし、解約までに処理が完了していない取引依頼が存在する場合は、当該取引の取消依頼を行ったうえでなければ本契約の解約はできないものとします。

2. 「代表口座」の解約

「代表口座」が解約されたときは、「本サービス」は全て解約されたものとみなします。

3. 「サービス利用口座」の解約

「サービス利用口座」が解約された場合は、当該口座に対する「本サービス」は解約されたものとします。

4. サービスの強制解約

「ご契約先」が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、「ご契約先」に事前に通知することなく「本サ

ービス」を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) 利用手数料の支払が遅延した場合
- (3) 当金庫の利用規定に違反した場合、その他、当金庫が「本サービス」の利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫において「ご契約先」の所在が不明となった場合
- (5) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更正もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
- (6) 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- (7) 相続の開始があったとき
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (9) 「本サービス」を不正利用したとき

5. 解約後の取引の取扱い

「本サービス」の契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理をする義務を負いません。

第18条 通知等の連絡先

当金庫は、「ご契約先」に対し、取引依頼内容等について、通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫が「ご契約先」の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を送付した場合には、通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等による通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより「ご契約先」に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第19条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、「代表口座」および各「サービス利用口座」にかかる各種規定、普通預金規定、総合口座取引規定、各種カード規定、振込規定および当座勘定規定ならびに当座勘定貸越約定書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取扱います。

第20条 規定の変更等

1. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

2. 適用日

前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第21条 契約期間

「本サービス」の当初契約期間は、申込日から起算して1年間とし、特に「ご契約先」または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第22条 機密保持

「ご契約先」は、「本サービス」によって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第23条 準拠法・管轄

本利用規定および「本サービス」の準拠法は日本法とします。

「本サービス」に関する訴訟については、当金庫本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

第24条 譲渡・質入・貸与の禁止

「本サービス」に基づく「ご契約先」の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第25条 サービスの終了

当金庫は、「本サービス」の全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

この場合、契約期間内であっても「本サービス」の全部または一部が利用できなくなります。

第26条 しんきんインターネットバンキングAPIサービス

本サービスに附帯するサービスである「しんきんインターネットバンキングAPIサービス」を利用する場合は、本規定とともに

に別に定める「しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定【法人用】」に従い取扱うものとします。

以 上

(令和3年5月6日現在)

しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定【法人用】

第1条 しんきんインターネットバンキングAPIサービス（法人用）

1. しんきんインターネットバンキングAPIサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当金庫と法人用のインターネットバンキングサービス（以下「法人IB」といいます。）を契約されているお客様が、当金庫における法人IBの一部機能を、電子決済等代行業者（信用金庫法第85条の5第1項に規定される「信用金庫電子決済等代行業者」であって、当金庫が本サービスの提供のために必要となるAPI連携を許諾している事業者をいい、以下同様とします。）が提供するサービス（以下「連携サービス」といいます。）と連携させることにより、連携サービスを通じてお客様が第2条第1項に定める対象機能の提供を受けることが可能になるサービスのことをいいます。
2. 本サービスの利用にあたっては、当金庫のしんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定（法人用）（以下「本利用規定」といいます。）および法人向けのインターネットバンキング利用規定（以下「法人IB利用規定」といいます。）を適用するものとします（法人IB利用規定に規定される「付随する各個別のサービス」に本サービスが含まれるものとします。）。なお、本利用規定と法人IB利用規定が抵触する場合には、本利用規定が優先されるものとします。

第2条 本サービスについて

1. 本サービスの対象機能は、口座照会、残高照会、入出金明細照会であり、これらの機能は電子決済等代行業者を介してお客様に提供されるものとなります。電子決済等代行業者に連携する口座は、お客様が法人IBのサービス利用口座に登録済みの口座が対象となります。
なお、本サービスで対象となる機能および口座種類は、お客様が別途ご契約される電子決済等代行業者が提供するサービスにより異なる場合があります。
2. 本サービスを利用するにあたり、お客様は、電子決済等代行業者にご契約を行ったうえで第4条第1項の利用登録が必要となります。電子決済等代行業者との契約にあたっては、お客様が、自らの責任において電子決済等代行業者との契約内容を検討し、契約するものとします。
3. 本サービスにおけるデータの提供期間は、当金庫所定のものとなりますが、電子決済等代行業者が提供するサービスにより提供期間は変更されることがあります。

第3条 手数料等

本サービスの利用にあたっては、追加料金は発生しません。なお、電子決済等代行業者が提供するサービスを利用するにあたっては、電子決済等代行業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始にあたっては、電子決済等代行業者が提供するサービスを經由して法人IB利用規定に定める本人確認を受け、電子決済等代行業者ごとに利用登録を行う必要があります。また、ご利用から当金庫所定の一定期間を超えた場合には、再度、同様の手続に基づき利用登録を行う必要があります。
2. 前項の利用登録完了後は、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当金庫は当該本人確認をもって、お客様情報を本サービスの対象機能の利用にあたり必要な範囲で電子決済等代行業者と連携することについて、お客様の指示があったものとみなします。
3. 前2項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
4. 電子決済等代行業者が提供するサービスの認証情報は、お客様の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
5. お客様が電子決済等代行業者のサービス画面経由で本サービスをご利用いただく場合、当該電子決済等代行業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。
6. 本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当金庫は、当該電子決済等代行業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客様情報を電子決済等代行業者に対し開示することができるものとします。
 - (1) お客様の口座情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
 - (2) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合
7. 前項により当金庫が開示した情報において、電子決済等代行業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失は、当該電子決済等代行業者が負うものとし、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責

任を負うものではありません。

8. 本サービスの利用に伴い、以下に該当する事象が発生した場合に、お客様に損害が生じたり、お客様保護上のリスクが生じるおそれがあります。お客様は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

(1) 電子決済等代行業者の提供するサービスの利用に必要となる認証情報が流出、漏洩もしくは偽造され、電子決済等代行業者もしくは当金庫のシステムが不正にアクセスされ、または電子決済等代行業者のシステム障害等により、お客様情報の流出等が生じる場合

(2) 電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、お客様保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により電子決済等代行業者のサービス機能停止やお客様情報の流出等が生じる場合

第5条 提供情報

本サービスで提供される情報は、お客様の照会操作時点で当金庫のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りません。

第6条 本サービスの変更、利用の終了・停止

1. お客様は、本サービスの変更又は利用の終了を希望する場合には、お客様がご契約された電子決済等代行業者が定める所定の方法により本サービスの変更又は利用の終了を申し込むものとします。かかる申し込みがなされたとしても、実際に本サービスの変更又は利用が終了されるまでの間、当金庫は当該利用契約が従前の内容にて有効なものとして本サービスの提供を行うことができるものとします。当金庫は、本サービスの変更又は利用の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。

2. 当金庫は、電子決済等代行業者との間における連携サービスに係る契約が解約、解除、有効期間の満了等の事由により終了した場合、当該電子決済等代行業者との間に係る本サービスの提供を終了させるものとします。当金庫は、かかる本サービスの提供の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。

第7条 その他免責事項

1. 当金庫は、電子決済等代行業者が提供するサービスに関し、本サービスとの連携が常時適切に行われること、お客様の利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、電子決済等代行業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

2. 当金庫は、電子決済等代行業者の提供するサービスに起因してお客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。

3. 本サービスに関する技術上の理由または当金庫の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用が一時的に制限、停止されることがあります。

4. 前3項により生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第8条 関連規定の適用・準用

本利用規定および法人 I B 利用規定に定めのない事項については、当金庫が別途定める関連諸規定を適用または準用するものとします。

第9条 本サービス内容または本利用規定の変更

当金庫は本サービスまたは本利用規定の内容を、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上による公表等、当金庫所定の方法によりお客様に通知します。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。

第10条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年3月2日現在)